



(65) インターネット中毒は「精神疾患」 診断基準も作成

野村综研(上海)咨询有限公司

インターネットの近年の飛躍的な普及は社会を発展させる上で大きな影響をもたらす半面、深刻な社会問題も起こしている。

◇利用者の1割が「中毒」

中国では2億5300万人のインターネット利用者が存在し、そのうち約1割が中程度の中毒症状で、これらの7割は若い年齢層の人々といわれている。

インターネット中毒は2005年から社会問題化した。特に最近では若年層がインターネット中毒になり、数日にわたりネットカフェで没頭し、通学せず、家にも戻らないなど、外界と断絶したり、うつ病になったり、ネットゲーム中のキャラクターの運命をまねて自殺したりするといったことが頻繁に報道されている。

北京軍区総医院が策定した中国初の「インターネット中毒の診断基準」が専門家の検討を経て、08年11月8日に公表された。今後はこれが、インターネット中毒の予防、診断、治療、研究のための有力な判断基準となる。

◇診断基準を明確化

公表された診断基準では、インターネット中毒は下記5種類に分類されている。

- (1) インターネットゲーム中毒
- (2) インターネット色情中毒
- (3) バーチャル人的ネットワーク中毒
- (4) インターネット情報中毒
- (5) インターネット商売(取引)中毒

具体的には下記の症状が表れる。

- (1) 仕事以外で1日6時間以上インターネットに接続する
- (2) インターネットに接続しないとイライラする
- (3) 集中力が途切れやすい
- (4) 睡眠に障害がある
- (5) インターネットに常に接続したがる
- (6) 接続しないと精神的あるいは肉体的に苦痛を感じる

仕事以外の用途で毎日6時間以上インターネットにつなぎ、これらの症状が3カ月以上続く場合、「インターネット精神疾患」と認定される。政府には患者を社会復帰させるための施設を作る計画もあるとのことである。

◇基準めぐり議論

今回の診断基準が公表されて以来、中国社会は大騒ぎになり、抗議の声が起きている。

抗議には主に2つの指摘がある。まず1点目は、インターネットの急速な普及により、人々の生活面でも仕事面でも幅広い層に既に根付いている。仕事以外の利用時間が毎日6時間以上となることも少なくない。そのため今回の定量的な判断基準でこのような人々を患者として認定することは軽率であり、人権侵害につながらないか、真剣に議論されている。

2点目は、「精神疾患」という言葉は通常、社会で敏感に扱われており、当事者にとっては安易な認定には心理的に強い抵抗感があるからである。今回の診断基準に反対や保留的な意見を持っている消費者や各分野の専門家は多い。

(コンサルタント 黎慧珏)